

鎌倉市訪問型サービスA(独自)サービスコード表

令和6年6月～

サービスコード		サービス名称略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1121	訪問型独自サービス1/2	訪問型サービス費(独自)1	サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,058	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス1/2日割		サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)			35
A2	1221	訪問型独自サービス2/2	訪問型サービス費(独自)2	サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,114	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス2/2日割		サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)			70
A2	1331	訪問型独自サービス3/2日割	訪問型サービス費(独自)3	サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)	3,354	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス3/2日割		サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)			110
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算I	高齢者虐待防止措置未実施減算	サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	11単位 減算	-11	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算I日割		1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算II		サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	21単位 減算	-21	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算II日割		1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算III		サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)	34単位 減算	-34	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算III日割		1単位 減算	-1	1日につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算1	訪問型独自業務継続計画未策定減算	サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	11単位 減算	-11	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算1日割		1単位 減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算2		サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	21単位 減算	-21	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算2日割		1単位 減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算3		サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)	34単位 減算	-34	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算3日割		1単位 減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算I	同一建物減算事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算II		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算III		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		1月につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	初回加算 200単位加算			200	1月につき
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算 (1月に1回を限度)			50	1月につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算I1	介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算I2		介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算II1		介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算II2		介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算III		介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算IV		介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 170/1000 加算		

※「介護職員等処遇改善加算」、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※「事業所と同一建物の利用者又 これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。